

公益財団法人熊本縣市町村振興協会市町村交付金交付規程

制定 平成25年4月 1日規程第15号
改正 平成29年3月10日規程第 1号
令和2年10月30日規程第 3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本縣市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に配分する市町村交付金について、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって熊本県が協会に交付する県交付金を財源とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げるもののうち、理事会で定める額を市町村交付金の財源とすることができる。

(1) 公益財団法人熊本縣市町村振興協会基金積立運用規程（平成25年規程第14号）により積み立てた基金及びその運用益

(2) 特定の目的のために販売された宝くじの収益金等をもって協会に交付された交付金

(市町村への配分基準)

第3条 市町村交付金の市町村への配分については、その総額の3分の1を均等割、3分の2を人口割として行うものとする。ただし、前条第2項に規定する市町村交付金については、理事会で定める配分基準とする。

(交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(市町村の事業計画の提出)

第5条 市町村交付金の交付を受けようとする市町村は、事業計画を協会に提出するものとする。

(市町村の報告)

第6条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、その用途について協会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人熊本縣市町村振興協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

2 財団法人熊本縣市町村振興協会市町村交付金交付規程（平成13年9月21日制定）は、廃止する。

附 則（平成29年規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）

この規程は、令和2年11月1日から施行する。